

○芦屋市家庭的保育事業等認可等規則

平成 27 年 3 月 31 日

規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定に基づき、市長が児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に規定する家庭的保育事業等を運営しようとする者からの申請に対し、認可を行うこと等について必要な手続を定めるものとする。

(事前の協議)

第 2 条 家庭的保育事業等の運営の適正化に資するため、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により、家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の申請)

第 3 条 前条の協議を経て選定された者のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の認可を受けようとする者は、芦屋市家庭的保育事業等認可申請書(様式第 1 号)を、居宅訪問型保育事業の認可を受けようとする者は、芦屋市居宅訪問型保育事業認可申請書(様式第 2 号)をそれぞれ芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年芦屋市条例第 26 号。以下「条例」という。)で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(認可の基準)

第 4 条 認可の基準は、児童福祉法及び関係法令に定めるもののほか、条例に規定する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)並びに次の各項に定めるところによるものとする。

- 2 児童数の推移、施設等の利用に係る待機の状態等地域の実態、付近の特定教育・保育施設(法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。次項において同じ。)及び特定地域型保育事業(法第 43 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業をいう。次項において同じ。)の整備の状況等を十分に勘案し、家庭的保育事業等の設置が必要であると認められるものでなければならない。

- 3 市長は、前条の規定による申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(法第 61 条第 2 項第 1 号の規定により市が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。)における特定教育・保育施設の利用定員の総数(法第 19 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に規定する満 3 歳以上の子どもを除く。)及び特定地域型保育事業の利用定員の総数の合計が、市が定める子ども・子育て支援事業計画(法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下「事業計画」という。)において定める当該教育・保育提供区域の特定教育・保育施設の必要利用定員の総数(法第 19 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に規定する満 3 歳以上の子どもを除く。)及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数の合計に既に達しているとき、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると認めるとき、その他の事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 36 条の 36 の 5 で定める場合に該当すると認めるときは、認可しないことができる。

(意見の聴取)

- 第 5 条 市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ芦屋市子ども・子育て会議条例(平成 25 年芦屋市条例第 20 号)第 1 条に規定する芦屋市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(認可の決定)

- 第 6 条 市長は、第 3 条の規定による申請に対し、第 4 条各項に規定する認可基準、事業計画の内容、区域の利用定員の総数及び必要利用定員の総数等並びに前条の芦屋市子ども・子育て会議の意見を勘案し、認可の可否について決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、認可をするときは芦屋市家庭的保育事業等認可書(様式第 3 号)を、認可をしないときは芦屋市家庭的保育事業等不承認通知書(様式第 4 号)を交付するものとする。この場合において、市長は、認可をするときは必要な条件を付することができる。

(休廃止又は認可内容の変更)

- 第 7 条 家庭的保育事業等のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の認可を受けた者が当該家庭的保育事業等の事業を休止又は廃止しようとするときは、理由を記した書面を添えて、あらかじめ芦屋市家庭的保育事業等休止(廃止)申請書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 家庭的保育事業等のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更があるときは、芦屋市家庭的保育事業等認可事項変更届(様式第6号)によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。
- 3 家庭的保育事業等のうち、居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が当該事業を休止又は廃止しようとするときは、理由を記した書面を添えて、あらかじめ芦屋市居宅訪問型保育事業休止(廃止)申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 4 家庭的保育事業等のうち、居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更があるときは、芦屋市居宅訪問型保育事業認可事項変更届(様式第8号)によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、第1項及び第3項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、承認するときは芦屋市家庭的保育事業等休止(廃止)承認書(様式第9号)を、承認しないときは芦屋市家庭的保育事業等休止(廃止)不承認通知書(様式第10号)を交付するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、家庭的保育事業等の認可等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、第2条に定める協議、第3条に定める認可の申請及び第5条に定める意見の聴取並びにこれらに関する必要な手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成28年3月15日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第23号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式(省略)